

○江田島市がんばりすと応援事業補助金交付要綱

平成30年4月12日  
制定

改正 平成30年7月30日  
平成30年9月13日  
平成31年4月17日  
令和2年3月31日  
令和3年4月1日  
令和4年3月28日  
令和5年3月10日  
令和6年3月29日

(趣旨)

第1条 江田島市らしい産業の創出や農林水産物等を生かした製品の開発、ブランド化等に向けた取組を推進するため、市内において新たに起業する新規創業者、また、新商品の開発や第二創業等に挑む中小企業者、生産者に対し、予算の範囲内で江田島市がんばりすと応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに市内において事業を開始すること又は中小企業者が新たに市内に事業拠点を置くことをいう。
- (2) 新規創業者 市内に拠点を置き、新たに事業を実施する個人をいう。

(3) 第二創業 既に何らかの事業を行っている事業者が、その業態を変更し、又は新たに別の事業に進出すること（日本標準産業分類で、同一の中分類である業種に変更し、又は進出する場合を除く。）をいう。

(4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める者をいう。

(5) 生産者 第1次産業を営む個人、法人又は関連団体をいう。

(6) 関連団体 市内の1次産品を使って新たな商品を開発し、販売に取り組む団体等をいう。

（補助金の種類）

第3条 この要綱に定める補助金は、市内で新たな事業を始めるための活動を支援する補助（以下「起業支援補助」という。）及び新商品を開発したり新たな販路を開拓したりするための活動を支援する補助（以下「チャレンジ支援補助」という。）で構成されるものとする。

（補助対象者）

第4条 起業支援補助の交付対象となる者（以下「起業補助対象者」という。）は、市内で新たに起業（第二創業を含む。）し、本市に事業拠点を置く者で、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 新規創業者又は市内に事業を実施する拠点を置く中小企業者

(2) 納期限の到来した市税を滞納していない者

(3) 各種法律、政令、省令その他の関係法令を遵守している者

(4) 大企業者（中小企業者以外で事業を営むものをいう。）の出資率が2分の1未満である者

(5) 江田島市商工会が実施する創業塾を受講した者又は当該年度中に受講することが確実に見込まれ、かつ、中小企業診断士等に補助金の申請に必要な書類の診断を受けている者

- (6) 江田島市商工会に加入している者又は加入することが確実に見込まれる者
- (7) 5年以上継続して江田島市商工会の経営指導を受け、事業を実施する者
- (8) 補助事業の成果について、市が作成する広報物、市公式ウェブサイト等で公開することに同意する者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的勢力でない者又はこれらと関係を有しない者

2 チャレンジ支援補助の交付対象となる者（以下「チャレンジ補助対象者」という。）は、市内で新たな商品開発や商標登録などのブランド化、販路拡大等に取り組む者で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に事業を実施する拠点を置く中小企業者又は生産者
- (2) 納期限の到来した市税を滞納していない者
- (3) 各種法律、政令、省令その他の関係法令を遵守している者
- (4) 江田島市商工会（取組の内容が観光客の増加に資するものである場合にあっては、一般社団法人江田島市観光協会）に加入している者又は加入することが確実に見込まれる者
- (5) 補助事業の成果について、市が作成する広報物、市公式ウェブサイト等で公開することに同意する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的勢力でない者又はこれらと関係を有しない者

（補助の対象等）

第5条 補助の対象となるもの（以下「補助対象事業」という。）の内容は、次のものとする。

- (1) 起業補助対象者が実施する施設整備、研修・経営指導及び販路を拡大するための活動

(2) チャレンジ補助対象者が実施する新商品開発等、ブランド化推進及び販路を拡大する活動

(3) その他特に市長が補助対象とすることが適当であると判断したもの

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率等は、別表第1に掲げるものとする。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費に含めることができない。

3 前項の規定に関わらず、次に掲げる経費は補助対象経費としない。

(1) 国、県、市、経済団体等の類似する補助金等の交付対象経費と重複する経費

(2) 市外に設置した建物、設備、備品等に係る経費

(3) 第二創業の場合においては、既存事業で併用できる施設等の整備に係る経費

4 補助対象となる期間は、4月1日から翌年の3月10日までとする。

(補助金の額)

第6条 前条第1項第1号に規定する補助対象事業に係る補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を上限とする。

2 前条第1項第2号に規定する補助対象事業に係る補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。

3 前2項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の対象外)

第7条 補助対象となるものであっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業又は公序良俗に反する事業
  - (2) 太陽光発電設備により売電を目的とする事業であり、かつ、太陽光発電設備を管理運営する事業
  - (3) 市外に本店を有する事業者のチェーン店又は支店となる事業
  - (4) 起業支援補助の場合、補助対象経費の合計額が10万円未満の事業
  - (5) チャレンジ支援補助の場合、補助対象経費の合計額が10万円未満の事業
  - (6) チャレンジ支援補助金の交付を受けた年度から起算して3年度を経過しない者
  - (7) その他市長が補助対象とすることを適当でないと判断したもの
- (交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、がんばりすと応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の額を決定し、がんばりすと応援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の上、適当でないと認めるときは、がんばりすと応援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定による交付の決定等に当たっては、中小企業診断士等の専門家の意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項の規定により交付の決定に係る通知をするときは、これに必要な条件を付すことができる。

(事業の変更承認)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた交付申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の事業内容及び事業計画の著しい変更をしようとする場合は、がんばりすと応援事業補助金変更承認申請書(様式第7号)に別表第2に掲げる関係書類のうち当該変更に係るものを添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、当該変更の内容について、適当であると認めた場合は、がんばりすと応援事業補助金事業変更承認書(様式第8号)により、適当でないと認めたときは、がんばりすと応援事業補助金事業変更不承認書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。この場合において、補助金の額については、前条第1項の規定により補助金の交付を決定した額を超えないものとする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 交付決定者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助対象事業の取消し)

第12条 交付決定者は、補助対象事業を中止した場合は、遅滞なく、がんばりすと応援事業補助金事業中止届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助対象事業が完了した場合は、完了日から20日以内又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに、がんばりすと応援事業補助金実績報告書(様式第11号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

なお、完了日は原則として、申請年度の3月10日を越えることはできない。

- (1) がんばりすと応援事業補助金事業実績書（様式第12号）
- (2) 実施状況に関する証拠となる写真
- (3) 領収書の写し又は支払を証明する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 起業支援補助の交付決定者は、補助対象事業の完了後5年間、チャレンジ支援補助の交付決定者は、補助対象事業の完了後3年間、事業継続状況及び補助事業の効果の確認のため、会計年度終了後90日以内に、経営状況報告書（様式第15号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、速やかに内容の審査及び必要に応じた現地調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、がんばりすと応援事業補助金額確定通知書（様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 交付決定者は、前条の規定により補助金の額の確定を受けた場合は、がんばりすと応援事業補助金交付請求書（様式第14号）により、市長に補助金の交付請求を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第16条 補助金の交付は、概算払の方法により支払うことができる。ただし、概算払の対象は、別表第1に掲げる種類のうち、起業支援補助に関するものは交付を決定した額の40%以内とし、チャレンジ支援補助に関するものは、事業を着手する上で必要となる額を交付するものとする。

2 概算払を受けようとする交付決定者は、がんばりすと応援事業補助金概算払交付請求書（様式第14号）を、市長に提出しなければならない。

3 交付決定者は、第14条の規定による確定した補助金の額から概算払の方法により支払を受けた補助金の額を差し引いた額の支払を受けようとする場合には、がんばりすと応援事業補助金交付請求書（様式第14号）により、市長に補助金の交付請求を行わなければならない。

4 市長は、前2項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（1） 第4条各号の要件に該当しなくなったとき。

（2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（3） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（4） 補助対象事業完了後、5年以内に廃業し、又は当該事業に係る財産を処分したとき。

（5） 第12条に規定する届出をしたとき。

（6） この要綱に定める規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

（7） 前各号に掲げるもののほか、不正の行為があると認められたとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が



交付されているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた交付決定者は、期限までに当該補助金を返還しなければならない。

3 第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、別表第3に定める返還額の基準によるものとする。

(帳簿等の備付け)

第19条 規則第22条に規定する市長が定める期間は、補助対象事業の属する年度の翌年度から5年間とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成30年4月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までになされた、江田島市起業支援事業補助金又は江田島市新商品チャレンジ支援事業費補助金の交付に係る江田島市起業支援事業補助金交付要綱(平成28年江田島市告示第35号)第12条第2項及び第18条に関する規定並びに江田島市新商品チャレンジ支援事業費補助金交付要綱(平成28年江田島市告示第56号)第7条及び第11条に関する規定については、なおその効力を有する。

(令和3年度における補助金の交付の特例)

3 令和3年度において、江田島市事業チャレンジ応援支援金の交付を受けた者及び令和2年度において、江田島市未来創造支援金の交付を受けた者に対しては、令和3年度の補助金を交付しないものとする。

附 則（平成 30 年 7 月 30 日）

この要綱は、平成 30 年 7 月 30 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 13 日）

この要綱は、平成 30 年 9 月 13 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 17 日）

この要綱は、平成 31 年 4 月 17 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）抄

（施行期日等）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 10 日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

種類	補助対象	補助対象経費	補助率	補助金の額
起業 支援 補助	1 施設整備	(1) 起業（第二創業を含む。）するために事務所、店舗、工場等を新築（住居との一体型及び併設型には一部対象外経費あり。）又は増改築する場合の施設整備費（設備又は施設に附属する機械の購入を含む。） (2) 備品、什器 <sup>じゅう</sup> 等の購入に要する経費。この場合	2 分の 1 以内	上限 100 万円

		<p>において、補助対象となる備品、什器等<sup>じゅう</sup>は、原則、事業目的を達成するため必須のものとし、その取扱いは、市長が別に定める。</p>		
	2 研修・ 経営指導	<p>(1) 研修費 (2) 旅費(専門家等の派遣に関するものを含む。) (3) 謝金</p>		
	3 販路拡大	<p>(1) 見本市や展示会等への出展に係る経費 (2) 旅費 (3) 委託料 (4) 広告宣伝費(HP作成、機器導入を含む。)</p>		
	4 クラウドファンディング	<p>購入型のクラウドファンディングを利用して創業又は新たな分野への展開を行う際に、当該クラウドファンディングの運営事業者に支払う手数料</p>		
チャレンジ支援補	1 新商品開発等	<p>(1) 委託料(研究費等を含む。) (2) 印刷製本費 (3) 謝金</p>	2分の1以内	上限50万円

助		<p>(4) 旅費(専門家等の派遣に関するものを含む。)</p> <p>(5) 備品購入費(耐用年数が5年以上のもの)。この場合において補助対象となる備品は、事業目的を達成するため必須のものとし、その取扱いは、市長が別に定める。</p> <p>(5) その他商品化に伴う経費</p>		
	2 ブランド化推進	<p>(1) 商標等の登録に関する経費</p> <p>(2) 委託料(デザイン料を含む。)</p> <p>(3) 印刷製本費</p> <p>(4) 謝金</p> <p>(5) 旅費</p>		
	3 販路拡大	<p>(1) 見本市や展示会等への出展に係る経費</p> <p>(2) 旅費</p> <p>(3) 委託料</p> <p>(4) 広告宣伝費(HP作成、機器導入を含む。)</p>		
	4 クラウドファン	購入型のクラウドファンディングを利用して新商		

	ディング	品、新サービスの企画又は開発に関する事業を行う際に、当該クラウドファンディングの運営事業者に支払う手数料		
--	------	--	--	--

別表第2（第8条関係）

区分	添付書類
1 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) がんばりすと応援事業補助金事業計画書（様式第2号）</li> <li>(2) 補助対象事業に係る見積書、設計図及び現況写真</li> <li>(3) 決算書（法人の場合のみ。直近のものとする。）</li> <li>(4) 納期限の到来した市税の滞納のない証明書（新たに起業した者は、代表者個人のものとし、転入した者は、前住所地のものとする。）</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ul>
2 起業支援補助に関するとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民票の写し（個人の場合）</li> <li>(2) 登記事項証明書（法人の場合）</li> <li>(3) 特定創業支援事業受講者証</li> <li>(4) がんばりすと応援事業補助金事業継続等誓約書（様式第3号）</li> <li>(5) 開業届（個人の場合）</li> <li>(6) 法人設立届書（法人の場合）</li> </ul>

別表第3（第18条関係）

区分	返還額
申請年度中に江田島市商工会が実施	交付を受けた補助金の全額

する創業塾を受講しなかった場合	
事業開始から1年以内に廃業した場合	交付を受けた補助金の全額
事業開始から4年以内に廃業した場合	交付を受けた補助金の額に 1 / 2 を乗じて得た額
事業開始から5年以内に廃業した場合	交付を受けた補助金の額に 1 / 5 を乗じて得た額

様式 略